

平成27年度

(第8期)

事業報告

自 平成27年4月1日

至 平成28年3月31日

事業報告

平成 27 年 4 月 1 日から

平成 28 年 3 月 31 日まで

1 当公庫の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

イ 事業活動の経過及びその成果

(イ) 総括

当期における我が国経済を振り返ると、雇用・所得環境の改善など経済の好循環が着実に回り始めているものの、消費を始めとする支出面の改善テンポには鈍さがみられました。

このような中、当公庫におきましては、お客さまサービスの向上、東日本大震災からの復興支援などセーフティネット機能の発揮及び成長戦略分野等への貢献などに取り組みました。

a お客さまサービスの向上

お客さまサービスの向上は、内部管理上重点的に取り組むべき6つの分野のひとつとして、経営方針にも取り組みの柱として掲げています。コーポレート・ガバナンス委員会の下に「顧客満足度向上部会」を設置し、公庫全体としてお客さまサービスの向上に向けた取り組みを推進しています。

「融資判断に要する時間の短縮」や「お客さまニーズに沿った情報提供」など、お客さまサービスの向上に向けた施策に継続して取り組んでおり、毎年実施している外部コンサルティング会社による「お客さま満足度調査」を通じて、新たな課題やニーズを把握するとともに、その取り組みを検証しています。平成27年度は、外部コンサルティング会社を活用した覆面調査を全支店に拡大し（前年度は統合支店のみ実施）、公庫全体として解決すべき支店運営上の課題を抽出するとともに、支店毎の調査結果も併せて還元し、各支店で課題解決に取り組んでいます。

また、各事業本部が連携した取り組みとして、引き続き、152の全支店で「総合力発揮推進計画」を策定し、地域が抱える課題に積極的に対応しました。具体的には、複数事業が連携し、地方公共団体が地域活性化のため取り組んでいる地域プロジェクトに積極的に参画し、地域やお客さまのニーズを踏まえた融資支援などに取り組みました。

特に、各地方自治体が策定する「地方版総合戦略」につきましては、全ての地方自治体に接触し、同自治体からの要請等を踏まえ、積極的に策定に参画しました。その間、多くの地方自治体では、支店長等が総合戦略策定委員等に就任し、当公庫の知見などに基づく提案等を行うなど、同戦略の各種施策の立案に貢献しました。さらに、同戦略の実施・推進に当たっては、全国ネットワークを活かしたUIJターンセミナーの支援などの取り組みにより、各般の協力を積極的に行っているところです。

加えて、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報提供に向けて、全国規模による「アグリフードEXPO」及び「全国ビジネス商談会」を継続して開催し、また、各地域におきまして、支店の創意工夫による商談会やセミナーを企画・開催し、事業間連携によるお客さ

まのマッチングに取り組みました。

また、民間金融機関の補完を旨としつつ、多くの民間金融機関との業務連携を進めており、平成 28 年 3 月末時点では 492 機関と業務連携・協力に係る覚書を締結しています。特に、平成 26 年度からは、創業や事業再生、農林漁業など民間金融機関から連携をより求められる分野におきまして、その実効性を高めるため、民間金融機関と連携・協調して融資するスキーム作りに重点的に取り組んでいます。こうしたスキームを構築した民間金融機関数は、平成 28 年 3 月末時点で 452 機関となっており、平成 27 年度の協調融資実績は 15,130 件、6,071 億円となりました。

b 東日本大震災からの復興支援

東日本大震災により影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者からの融資や返済に関する相談に対して、引き続き、できる限り迅速かつきめ細かく対応しつつ、東日本大震災復興特別貸付などの各種融資等による復興支援に腰を据えて取り組みました。

これらにより、東日本大震災復興特別貸付など震災関連融資の貸付実績は 1,835 億円となり、震災以降の融資実績は累計で 4 兆 2,057 億円となりました。特に、被災地の復興に向けた創業ニーズに対応した支援を行った結果、被災地 5 県（青森、岩手、宮城、福島及び茨城県）における創業支援数は平成 27 年度 1,693 企業となりました。これは震災前の平成 22 年度と比べ 159%です。加えて、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受や危機対応円滑化業務での対応を行いました。

c セーフティネット需要への対応

経営環境の悪化などの影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、引き続き、資金繰り支援を行うとともに経営面のアドバイスを行いました。

また、賃金水準の上昇などの影響により資金繰りに困難を来していたり、台風・大雨・大雪などの自然災害などの影響を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者に対しては、特別相談窓口を設置し、融資相談及び返済相談に迅速かつきめ細かく対応しました。

d 成長戦略分野等への貢献

日本経済の成長・発展への貢献を念頭に、政府の成長戦略等に基づき、中小企業・小規模事業者の創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開などの支援に積極的に取り組みました。その際、各事業本部がそれぞれの融資制度、審査ノウハウ、融資後の支援ノウハウ、顧客ネットワークなどの共有を図り、連携してサービス強化に努めました。

当期の損益の状況につきましては、経常収益は 6,138 億円、特別損益を含めた当期純利益は 505 億円となりました。

(ロ) 国民一般向け業務

当期の国民一般向け業務におきましては、引き続き、東日本大震災の影響を受けた小規模事業者からの融資や返済の相談に対して迅速かつきめ細かく対応を行い、被災地の復興を支援しました。

厳しい経営環境に直面している小規模事業者に対しては、経営計画策定からフォローアップまでを一貫して支援する伴走型の融資制度を活用し、資金面と情報面の両面から支援を行い、的確にセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、創業、ソーシャルビジネス、海外展開、事業再生の分野における支援に積極的に取り組むとともに、各分野において関係機関と連携した支援を推進しました。

創業支援につきましては、創業前及び創業後1年以内の方を対象に一律に金利を引き下げる「創業支援貸付利率特例制度」を活用するとともに、各地域の自治体や商工会、民間金融機関、大学などの創業支援機関と連携して創業支援ネットワークを構築し、資金供給だけでなく、創業計画の立案や販路開拓など、幅広い相談にワンストップで対応しました。

若年層に対する起業マインドの向上を図るために実施している「高校生ビジネスプラン・グランプリ」は今年度で3回目を迎え、前回の207校を上回る264校から応募があり、出張授業や新設したオンライン講座を通じてビジネスプランの作成をサポートしました。実現性の高いプランが増えるとともに、エントリー方法も多様化し複数の高校の生徒で構成されたグループによる応募もありました。

ソーシャルビジネス支援におきましては、平成27年2月に導入した「ソーシャルビジネス支援資金」を活用するとともに、地方公共団体や中間支援組織と連携してソーシャルビジネスを支援するネットワークの構築を推進し、経営支援セミナーや個別相談会を共催しました。また、介護・福祉事業者への金利優遇措置を拡充しました。

小規模事業者の海外展開支援に対しては、海外展開・事業再編資金を活用して輸出や海外での物産展などへの出店に取り組む小規模事業者を積極的に支援するとともに、引き続き、日本貿易振興機構を始めとする外部機関との連携を強化し、「海外展開セミナー」を共催しました。また、海外への販売強化・生産委託に取り組む事業者を対象に金利を引き下げる制度拡充を行いました。

事業再生支援につきましては、中小企業再生支援協議会や民間金融機関との連携を強化し、経営改善計画の策定支援や貸出条件の緩和による支援を行いました。

また、家計の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献するため、教育資金の制度内容について学校や企業への周知活動を行ったほか、従来母子家庭を対象としていた金利や保証料の優遇措置を父子家庭へも拡大しました。

これらにより、当期の国民一般向け業務における貸付実績は2兆2,990億円となりました。

国民一般向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,475億円、特別損益を含めた当期純利益は256億円となりました。

(ハ) 農林水産業者向け業務

当期の農林水産業者向け業務におきましては、食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農

村基本計画、森林・林業基本法及び森林・林業基本計画並びに水産基本法及び水産基本計画などの国の農林水産業における施策を受けて、農林水産業者のニーズ及び地域・業界の実態を把握し、迅速かつ的確に業務を遂行しました。

特に、東日本大震災からの復興支援を始めとして、梅雨前線による豪雨や度重なる台風、大雪などの自然災害や米価変動などの経営環境変化などの影響を受けた農林漁業者へのセーフティネット機能を発揮しました。

成長戦略分野等への対応につきましては、「人・農地プラン」において地域の中心経営体と定められた農業者や国産材の安定供給・利用、水産業の生産体制強化の取組みを支援するとともに、農林漁業者が加工・販売へ進出して事業の多角化及び高度化に取り組む6次産業化に対して関係機関と連携し支援を行いました。

また、新規就農者に対して、青年等就農資金により積極的に支援を行うとともに、大規模な農業参入、急激な規模拡大、新事業の開始といった従来の経営実績のみでは評価が難しい事業について、経営能力や事業性に重点を置いた事業性評価融資を開始し、円滑な資金供給に努めました。

加えて、国産ブランドを担い、魅力ある農産物づくりに取り組んでいる農業者や食品製造業者に広域的な販路拡大の機会を提供するため、東京及び大阪においてアグリフードEXPOを開催しました。東京開催は、10回目の節目を迎えたことから、「第10回記念6次化の先駆者-EXPO仲間大集結-」を開催テーマとし、全国から過去最多の868の農業者、食品製造業者などが参加しました。

また、日本貿易振興機構や貿易商社などと連携し、輸出に取り組む農林漁業者への輸出支援を行いました。

これらにより、当期の農林水産業者向け業務における貸付実績は3,760億円、民間金融機関が行う農業者向け融資の証券化支援の引受実績は11億円となりました。また、農業法人へ出資する投資事業有限責任組合(LPS)への出資約束金額は1,173百万円、出資履行金額は159百万円となりました。

農林水産業者向け業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は482億円、特別損益を含めた当期純利益は0円となりました。

(二) 中小企業者向け融資・証券化支援保証業務

当期の中小企業者向け融資業務におきましては、引き続き、東日本大震災からの復興支援に取り組むなどセーフティネット機能を発揮するとともに、成長戦略分野等への対応に積極的に取り組みました。

成長戦略分野等への対応につきましては、新事業、事業再生、海外展開の分野における支援に積極的に取り組むとともに、各分野において、関係機関と連携した支援を推進しました。

新事業支援につきましては、東京と大阪に新事業・ベンチャー支援センターを新設することにより新事業室の体制を強化し、ベンチャーキャピタルのほか、民間金融機関や研究開発機関などと一層の連携を図りながら、支援を行いました。

事業再生支援につきましては、経営改善計画書の策定支援や資金繰り円滑化のための貸付条

件の変更などを積極的に行ったほか、資本性ローン、DES、DDSなどの手法を活用し、中小企業再生支援協議会や民間金融機関と連携した支援を行いました。

海外展開支援につきましては、海外展開・事業再編資金を拡充して、平成27年4月から外貨貸付（米ドル）の取扱いを開始し、多様化する資金ニーズへの対応を強化しました。海外での現地流通通貨の円滑な調達を支援する「スタンドバイ・クレジット制度（信用状発行業務）」に関しては、新たに台湾の合作金庫銀行と提携を行い、提携先が9機関に拡大したほか、同制度における国内の地域金融機関との連携スキームにつきまして、新たに5機関の地域金融機関と連携し、提携先が58機関に拡大しました。さらに、上海及びバンコクの海外駐在員事務所を活用してASEAN諸国及び中国などの主要都市で交流会を開催したほか、日本貿易振興機構などの海外展開支援機関との連携を推進し、中小企業者の海外展開を支援しました。

これらにより、当期の中小企業向け融資業務の貸付実績は1兆6,720億円となりました。

このほか、中小企業向け証券化支援保証業務におきましては、後述のCLO（貸付債権担保証券）の組成に関連し、機関投資家向けに販売されるCLOの一部に保証を付したことにより、保証実績は15億円となりました。

中小企業向け融資・証券化支援保証業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は1,041億円、特別損益を含めた当期純利益は247億円となりました。

（ホ） 中小企業向け証券化支援買取業務

当期の中小企業向け証券化支援買取業務におきましては、市場環境の変化などを背景に平成22年度以来5年ぶりにCLOの組成を行いました。当該CLOにおきましては、全国9機関の地域金融機関が参加し、524社の中小企業・小規模事業者に対して121億円の無担保資金の供給を支援しました。

中小企業向け証券化支援買取業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は354百万円、特別損益を含めた当期純利益は157百万円となりました。

（ヘ） 信用保険等業務

当期の信用保険等業務におきましては、引き続き、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受などにより、東日本大震災の被災地域の復興に向けた支援に取り組むとともに、経営安定関連保証や借換保証などに係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮しました。

また、成長戦略分野等への対応につきましては、引き続き、創業関連特例などを通じた創業支援や事業再生計画実施関連特例などを通じた再生支援に努めたほか、経営力強化保証に係る保険引受を通じて中小企業・小規模事業者の経営支援を行いました。平成27年10月からはNPO法人も信用保険の対象となりました。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけました。

これらにより、当期の信用保険等業務における保険引受額は8兆5,614億円となりました。

信用保険等業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は2,760億円、特別損益を含めた当期純利益は111億円となりました。

なお、信用補完制度につきましては、中小企業政策審議会に設置された金融ワーキンググループにおいて、制度見直しの検討が進められ、平成27年12月に「中小企業・小規模事業者の発展に資する持続可能な信用補完制度の確立に向けて中間的な整理（論点整理と方向性）」がとりまとめられました。この間、当公庫としても、実施機関の立場から積極的な情報提供に努めました。

(ト) 危機対応円滑化業務

当期の危機対応円滑化業務におきましては、主務大臣により定められた「東日本大震災に関する事案」、「災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害に関する特別相談窓口に係る事案」、「デフレ脱却等特別相談窓口に係る事案」などへの取組みに努めました。

これらにより、当期の危機対応円滑化業務における実績は、指定金融機関に対する貸付けが1,052億円、指定金融機関が行う貸付け等に係る損害担保引受が1兆1,022億円、指定金融機関に対する利子補給が110億円となりました。

危機対応円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は376億円、特別損益を含めた当期純損失は110億円となりました。

(チ) 特定事業等促進円滑化業務

当期の特定事業促進円滑化業務におきましては、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成22年法律第38号）に基づき、主務大臣が認定した特定事業を実施しようとする認定事業者に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを行いました。当期の貸付実績は11億円となりました。

また、事業再編促進円滑化業務におきましては、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、主務大臣が認定した事業再編又は特定事業再編を実施しようとする認定事業者等に対して、指定金融機関が行う貸付けに必要な資金の貸付けを業務としていますが、当期におきましては、貸付実績はありませんでした。

特定事業等促進円滑化業務勘定の当期の損益の状況につきましては、経常収益は489百万円、特別損益を含めた当期純損失は9百万円となりました。

ロ 組織運営の経過及びその成果

当公庫は、「政策金融の的確な実施」及び「ガバナンスの重視」を基本理念に掲げるとともに、毎期、3ヵ年の目標である業務運営計画を策定し、これを着実に実行しています。

組織運営につきましては、「透明性・公正性・迅速性」の高いガバナンス態勢の構築を目的とし、「意思決定」、「監視機能」及び「業務執行」の3機能を分離・強化するため、BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法などを用いた改革を継続して実施しています。

意思決定・監視機能の強化につきましては、外部有識者からなる評価・審査委員会及び人事上の重要事項を審議する人事委員会を設置しています。評価・審査委員会では、政策目的に沿って

事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、業務及び運営の評価・審査を行うとともに、業務執行に責任を負う取締役の業績評価を行っています。また、役員人事の公平性及び透明性の確保を目的に取締役及び監査役の候補者の評価・審査を実施しています。さらに、重要事項を取締役会のほか総裁決定審議会などの会議体で審議する体制を構築するとともに、大幅な権限委譲により意思決定の迅速化を図っています。なお、監視機能の強化の一環として、IT技術に関する最新の知見や開発プロジェクトの実務を踏まえた実効性のあるシステム監査態勢を整備するため、平成27年4月に「システム監査室」を設置しました。

(イ) システムの効率的・効果的な運営、IT中期計画の着実な推進

システムの効率的・効果的な運営につきましては、オペレーションの自動化や標準化によりシステムの安定運用に努めました。

また、開発プロジェクトの適切な集約による工数確保や事業横断的なプロジェクトチーム編成により、各事業本部からのシステム開発・改善要望についても積極的に対応しました。

さらに、外部の研究会やセキュリティ演習に参加するなど、高度専門人材の育成にも取り組みました。

システムの共通化・標準化による更なるコストの削減及び事務の効率化と「情報の集約・共有化」の推進を目的として、平成26年度から推進している「IT中期計画」につきましては、ネットワークの統合やシステム共通基盤への一層の統合を実施し、システム運用コストの削減を図りました。また、店舗外で利用するモバイル端末を大幅に増強し、事務の効率化やお客さまサービスの向上を推進しています。

(ロ) サイバーセキュリティ対策

日々脅威が増大しているサイバー攻撃への対応につきましては、サイバーセキュリティ対応チーム(CSIRT(注))を設置し、外部専門機関やセキュリティ専門業者と連携した態勢を整備するとともに、更なる防御策の強化や不正アクセスを迅速に検知するための仕組みを整備しました。

また、全役職員を対象とした研修を実施する一方、標的型攻撃メールの模擬訓練を2回実施するなど、職員の情報セキュリティの意識向上に努めました。

(注) CSIRT: Computer Security Incident Response Team の略。「シーサート」と読む。

(ハ) 人材開発の推進

「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的として、人材アカデミー、階層別教育、自己啓発支援など新入職員から役員までの各種教育施策に取り組みました。

人材アカデミーにおきましては、経理・財務に強みを持つマネジメント人材の育成を目的とした経理アカデミーで上級コースを新設したほか、シニア、本部部長、事業統轄、ミドルマネジメント(若手管理職及び上級業務職を対象としたコース)、プロジェクトChallenge!!(管理

職候補となる女性職員の育成を目的としたコース)、IT、経理の各コースを実施しました。

階層別教育につきましては、研修体系を整備し、内容の充実を図るとともに、営業活動における行動規範などをテーマとした役員とのディスカッション機会の拡充を通じて政策金融の役割発揮に向けた意識付けを図ることに努めました。

また、職員の専門性強化策と能力向上のための重要な施策の一環として中小企業の経営実態を現場で学ぶための企業派遣研修(派遣期間1年間)を平成25年度から開始しています。これにより机上では得られない生の企業経営を肌身で感得し、企業の実情に応じた具体的な経営指導ができる人材の育成を行っています。平成27年度においても年間20名を企業に派遣しました。

(二) 女性活躍の推進

女性が能力を最大限発揮できる職場を実現するため、各種取組みを着実に実施しています。

女性管理職につきましては、平成23年度に「平成30年4月時点における管理職に占める女性の割合5%」を数値目標として掲げ、計画的かつ積極的な登用を進めています。

当期におきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の育成・登用に関する行動計画を策定しました。なお、女性管理職比率は、目標設定時(平成23年4月)の1.3%から平成28年4月では3.1%となっています。

また、職員による女性活躍推進活動につきましては、152の全支店に女性活躍推進地域委員を置き、地域や職場の課題解決に向けて取り組んでいます。職場に根ざした業務効率化などの取組みを着実に実施するとともに、民間企業や地方公共団体などとの連携を強化し、融資業務やお客さまサービスの向上にも寄与する内容へと進展させました。公庫内にとどまらず、地域の女性活躍推進にも貢献できるよう取り組んでいます。

(ホ) 職場環境の向上

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的として「ノー残業デー週2日」、「休暇の計画的取得」を促進しています。加えて、男性の育児関連休暇の取得奨励により、男性の家事・育児への参画を推進し、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。

また、社内報や集合研修を通じ、ハラスメントに関する正しい理解を促すとともに、コンプライアンス・ヘルプライン及びハラスメントに係る外部相談窓口の周知を行っています。当期におきましては、全職員を対象としてeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、事例を用いてハラスメント防止に向けた注意喚起を行いました。

(ヘ) リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢の整備・強化

リスク管理態勢及びコンプライアンス態勢につきましては、年度ごとにリスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムをコーポレート・ガバナンス委員会での審議を経て定め、その進捗状況を定期的にコーポレート・ガバナンス委員会に報告することとしています。

さらに、高度なガバナンスの追求に向けて内部管理上重点的に取り組むべき分野を定め、公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議する

態勢を構築しています。この委員会においては、コーポレート・ガバナンスに係る報告・調査・処理体制の整備や、公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議しました。

反社会的勢力排除に向けた態勢整備状況及び取引の管理状況につきましては、コーポレート・ガバナンス委員会で審議し、その審議結果を取締役に適切に報告しております。加えて、全職員を対象とした勉強会を開催し各種ルールの徹底を図るなど、反社会的勢力排除に向けた対応の充実を図りました。

また、地震・火災等の災害、事件・事故、感染症などの緊急事態の発生時における業務遂行体制の維持・復旧を図るため、災害・事故等対策本部や海外危機管理委員会などを整備しております。さらに、首都直下型地震が発生した場合を想定した事業継続計画（BCP）について初動対応及び優先業務を実施するための執行体制を見直すなど一層の強化を図りました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第5期 (平成24年4月 ～平成25年3月)	第6期 (平成25年4月 ～平成26年3月)	第7期 (平成26年4月 ～平成27年3月)	第8期 (平成27年4月 ～平成28年3月)
株式会社日本政策金融公庫	経常収益	665,597	788,255	503,386	613,879
	経常利益	△285,856	△35,817	△214,092	50,441
	当期純利益	△286,268	△35,936	△134,789	50,570
	純資産額	4,184,472	4,507,759	4,627,306	4,787,276
	総資産	25,421,145	24,653,427	23,608,940	22,324,554
国民一般向け業務	経常収益	159,123	152,799	150,814	147,530
	経常利益	△1,079	7,404	31,038	25,473
	当期純利益	△1,366	7,863	79,433	25,641
	純資産額	510,635	599,864	700,801	738,383
	総資産	7,023,768	6,967,617	6,976,882	6,931,399
農林水産業者向け業務	経常収益	63,928	58,769	47,313	48,222
	経常利益	46	570	△9,750	1
	当期純利益	—	—	—	—
	純資産額	365,777	376,466	384,243	391,895
	総資産	2,601,392	2,609,060	2,645,382	2,670,507
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	経常収益	118,992	114,051	116,011	104,150
	経常利益	△25,040	△14,576	60,066	24,755
	当期純利益	△25,098	△14,582	77,249	24,715
	純資産額	767,769	878,586	1,047,136	1,101,752
	総資産	6,131,914	6,022,626	5,848,878	5,615,576
中小企業者向け 証券化支援買取業務	経常収益	471	385	355	354
	経常利益	411	346	313	157
	当期純利益	411	346	320	157
	純資産額	24,149	24,496	24,806	24,803
	総資産	24,930	24,516	24,846	40,664
信用保険等業務	経常収益	272,914	415,098	154,255	276,048
	経常利益	△231,402	△13,228	△280,834	11,155
	当期純利益	△231,423	△13,229	△276,895	11,155
	純資産額	1,765,508	1,856,979	1,688,884	1,760,039
	総資産	3,399,285	3,239,518	3,175,190	3,116,207
危機対応円滑化業務	経常収益	50,465	47,522	41,924	37,692
	経常利益	△28,781	△16,329	△14,917	△11,090
	当期純利益	△28,781	△16,329	△14,909	△11,090
	純資産額	750,391	771,130	781,188	770,166
	総資産	6,186,090	5,728,392	4,856,781	3,874,051
特定事業等促進円滑化業務	経常収益	289	436	491	489
	経常利益	△9	△5	△7	△9
	当期純利益	△9	△5	10	△9
	純資産額	239	234	245	235
	総資産	54,581	62,822	82,300	76,715

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) 資金調達及び設備投資

イ 資金調達

当期に行った主要な資金調達は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達

(単位：億円)

	資金調達方法	当期調達額
株式会社日本政策金融公庫	借入金・寄託金	28,343
	債券	3,300
	出資金	1,095
	(計)	32,739

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 債券の当期調達額は、当期発行額を計上しています。

(ロ) 借入金・寄託金

(単位：億円)

	借入先・受入先	当期借入額・受入額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	財政投融资特別会計	28,337	140,870
	その他の	5	1,979
	(計)	28,343	142,849
国民一般向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	16,730	53,276
	(投資勘定)	—	0
	一般会計	—	1,313
	(小計)	16,730	54,589
農林水産業者向け業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	1,790	19,743
	一般会計	—	362
	独立行政法人 農林漁業信用基金 (寄託金)	5	303
	(小計)	1,795	20,409
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	8,720	36,134
	(投資勘定)	34	220
	(小計)	8,754	36,355
中小企業者向け 証券化支援買取業務	(小計)	—	—
信用保険等業務	(小計)	—	—
危機対応円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	1,052	30,732
	(小計)	1,052	30,732
特定事業等促進円滑化業務	財政投融资特別会計 (財政融資資金勘定)	11	762
	(小計)	11	762

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ハ) 債券

(単位：億円)

	債券の種類	当期発行額	当期末残高
株式会社日本政策金融公庫	政 府 保 証 債	1,150	9,198
	財 投 機 関 債	2,150	8,009
	(計)	3,300	17,208
国民一般向け業務	政 府 保 証 債	550	3,700
	財 投 機 関 債	1,400	2,900
	(小 計)	1,950	6,600
農林水産業者向け業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	200	2,109
	(小 計)	200	2,109
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	政 府 保 証 債	600	5,498
	財 投 機 関 債	510	2,959
	(小 計)	1,110	8,458
中小企業者向け 証券化支援買取業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	40	40
	(小 計)	40	40
信用保険等業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—
危機対応円滑化業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—
特定事業等促進円滑化業務	政 府 保 証 債	—	—
	財 投 機 関 債	—	—
	(小 計)	—	—

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(二) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社日本政策金融公庫	一般会計出資金	687
	産業投資出資金	190
	東日本大震災復興特別会計出資金	218
	(計)	1,095
国民一般向け業務	一般会計出資金	28
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	91
	(小 計)	119
農林水産業者向け業務	一般会計出資金	29
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	47
	(小 計)	76
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	一般会計出資金	29
	産業投資出資金	190
	東日本大震災復興特別会計出資金	80
	(小 計)	299
中小企業者向け 証券化支援買取業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—
信用保険等業務	一般会計出資金	600
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	600
危機対応円滑化業務	一般会計出資金	0
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	0
特定事業等促進円滑化業務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	—
	東日本大震災復興特別会計出資金	—
	(小 計)	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った主要な設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

	設備投資の総額
株式会社日本政策金融公庫	7,378
国民一般向け業務	4,870
農林水産業者向け業務	842
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,357
中小企業者向け証券化支援買取業務	—
信用保険等業務	303
危機対応円滑化業務	2
特定事業等促進円滑化業務	1

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額	備 考
国民一般向け業務	店舗関連 設備投資等	989	店舗新築工事
	情報システム関連 設備投資等	1,155	国民業務システム等
農林水産業者向け業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	400	農林業務システム等
中小企業者向け 融資・証券化支援保証業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	266	共通基盤等
信用保険等業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	48	共通基盤等
危機対応円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	1	共通基盤等
特定事業等促進円滑化業務	店舗関連 設備投資等	—	該当なし
	情報システム関連 設備投資等	0	共通基盤等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当期（注）における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項は、次のとおりです。

イ 株式会社日本政策金融公庫法等の改正

(イ) 株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成 20 年政令第 143 号）

a 農林水産省組織令等の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 319 号）に基づき、改正

b 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 27 年政令第 352 号）に基づき、改正

c 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 86 号）に基づき、改正

(ロ) 株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成 20 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 4 号）

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（平成 27 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第 2 号）に基づき、改正

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 代表取締役の選定

平成 27 年 6 月 18 日の取締役会で決議、平成 27 年 6 月 18 日認可

(ロ) 取締役及び監査役の選任

平成 27 年 6 月 18 日の株主総会で決議、平成 27 年 6 月 18 日認可

(ハ) 定款の変更

平成 27 年 6 月 18 日の株主総会で決議、平成 27 年 6 月 18 日認可

(ニ) 業務方法書の一部変更

平成 27 年 4 月 1 日付けで認可申請、平成 27 年 4 月 10 日認可

平成 27 年 8 月 5 日付けで認可申請、平成 27 年 8 月 10 日認可

平成 28 年 3 月 24 日付けで認可申請、平成 28 年 3 月 31 日認可

(ホ) 政府からの借入及び社債

国民一般向け業務、農林水産業者向け業務、中小企業者向け融資・証券化支援保証業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務について、各業務ごとに主務大臣の認可を受けて、政府からの借入や社債の発行を行っています。

ハ 株式会社国際協力銀行法の改正による自己株式の取得及び消却

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 41 号）附則第 4 条第 1 項の規定に基づき、政府から当公庫の株式を無償譲渡され、また、平成 28 年 5 月 17 日開催の取締役会において、同条第 2 項及び会社法第 178 条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成 28 年 5 月 18 日付けで当該株式を消却しています。

（注）重要なものに関し平成 28 年 4 月 1 日以降に生じたものも記載しています。

(5) 公庫の概要

イ 沿革

平成 18 年 6 月 2 日	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 公布
平成 19 年 5 月 25 日	「株式会社日本政策金融公庫法」公布
平成 20 年 4 月 16 日	第 1 回株式会社日本政策金融公庫設立委員会
平成 20 年 4 月 18 日	「株式会社日本政策金融公庫法施行令」公布
平成 20 年 9 月 19 日	定款認可
平成 20 年 9 月 22 日	創立総会及び設立時取締役による会議
平成 20 年 9 月 30 日	国内金融業務方法書認可
平成 20 年 10 月 1 日	株式会社日本政策金融公庫設立
平成 22 年 4 月 1 日	駐留軍再編促進金融業務を開始
平成 22 年 8 月 16 日	特定事業促進円滑化業務を開始
平成 23 年 7 月 1 日	事業再構築等促進円滑化業務を開始
平成 24 年 4 月 1 日	国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を株式会社国際協力銀行に移管
平成 24 年 11 月 12 日	本店移転
平成 26 年 1 月 20 日	事業再編促進円滑化業務を開始

ロ 事業内容

当公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っています。

ハ 本支店、海外駐在員事務所

当期末における当公庫の店舗は、本店 1、支店 152、海外駐在員事務所 2 です。

本 店 : 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号

支店及び海外駐在員事務所一覧

支 店	札幌、札幌北、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、北見、青森、弘前、八戸、盛岡、一関、仙台、石巻、秋田、大館、山形、米沢、酒田、福島、会津若松、郡山、いわき、水戸、日立、土浦、宇都宮、佐野、前橋、高崎、さいたま、浦和、川越、熊谷、越谷、千葉、船橋、館山、松戸、東京、東京中央、新宿、上野、江東、五反田、大森、渋谷、池袋、板橋、千住、八王子、立川、三鷹、横浜、横浜西口、川崎、小田原、厚木、新潟、長岡、三条、高田、富山、高岡、金沢、小松、福井、武生、甲府、長野、松本、小諸、伊那、岐阜、多治見、静岡、浜松、沼津、名古屋、名古屋中、熱田、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、伊勢、大津、彦根、京都、西陣、舞鶴、大阪、大阪西、阿倍野、玉出、十三、大阪南、堺、吹田、守口、泉佐野、東大阪、神戸、神戸東、姫路、尼崎、明石、豊岡、奈良、和歌山、田辺、鳥取、米子、松江、浜田、岡山、倉敷、津山、広島、呉、尾道、福山、山口、下関、岩国、徳山、徳島、高松、松山、宇和島、新居浜、高知、福岡、福岡西、北九州、八幡、久留米、佐賀、長崎、佐世保、熊本、八代、大分、別府、宮崎、延岡、鹿児島、鹿屋、川内
海外駐在員 事 務 所	上海、バンコク

ニ 職員

区 分	人 数
職 員	7,364 名

(注) 職員数は、平成 27 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当公庫では、次の「基本理念」に基づき、平成 28 年 3 月 15 日の取締役会において、「経営方針」及び平成 28 年度から 3 カ年の目標である「業務運営計画」を決定しました。「基本理念」、「経営方針」及び「業務運営計画」の内容は次のとおりです。

基本理念

(1) 政策金融の的確な実施

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

(2) ガバナンスの重視

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

経営方針

(1) お客さまサービスの向上

イ お客さまの立場に立って親身に應對し、身近で頼りになる存在を目指す。

ロ 商品力を高めるとともに、コンサルティング機能・能力の充実を図ることでサービスの質を向上し、資金と情報を活用することにより、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応する。

(2) セーフティネット機能の発揮

イ 自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット需要に機動的に対応する。

ロ 内外の金融秩序の混乱または大規模災害等の危機による被害に対応する。

(3) 日本経済成長・発展への貢献

国の政策に基づき、新たな事業の創出、事業の再生、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、政策金融に求められる各層の各種ニーズに適切に対応し、もって日本経済の成長・発展に貢献する。

(4) 地域活性化への貢献

イ 雇用の維持・創出など地域経済を支える中小企業・小規模事業者及び農林漁業者等の活力発揮に向けた支援を推進する。

ロ 地方自治体の総合戦略等の地域プロジェクトへの参画など、日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化に貢献する。

ハ 地域に根ざした活動を展開し、地域社会への貢献に取り組む。

(5) 環境やエネルギーへの配慮、低コストで効率的な業務運営

イ 環境やエネルギーに配慮した企業活動に努め、社会に貢献する。

ロ お客さまサービスの充実、事務の合理化・効率化を図るために、TCO（注）低減の観点から踏まえつつ、効率的な情報システムを実現する。

ハ 職員からの積極的な改善提案を踏まえ、事務の合理化や業務の効率的な運営に取り組む。

(注) TCO：トータル・コスト・オブ・オーナーシップ、コンピュータシステムの導入、維持、管理などにかかる費用の総額

(6) 働きがいのある職場づくり

- イ 職員一人ひとりが政策金融を担うための資質・能力及び専門性を高めるため、教育の強化を図る。
- ロ 誇りと使命感を持って、能力と多様性を存分に発揮できる職場をつくる。
- ハ 女性管理職の積極的な登用や女性のキャリア開発など女性活躍の推進を図る。

(7) リスク管理態勢の整備、コンプライアンス意識の定着

コーポレート・ガバナンスの観点から、リスク管理態勢の整備及び役職員におけるコンプライアンス意識の向上を図る。

業務運営計画（2016年度～2018年度）

日本公庫は、東日本大震災からの復興支援、台風などの自然災害からの復旧・復興支援及び経済状況に応じた需要へのきめ細かな対応など、セーフティネット機能の発揮に腰を据えて着実かつ機動的に取り組む。さらに、今後の日本経済の発展のため、創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に積極的に力を注いでいく。加えて、地域の活性化に貢献するため、地域経済を支える事業者等の方々への支援はもとより、「地方版総合戦略」等の地域の課題解決に向けた地方自治体の取組みに対し、民間金融機関を始め関係機関等と連携しつつ、全国 152 支店のネットワークを活用し、公庫の総合力を発揮して支援を行う。

また、政策金融ならではの、質の高いサービスの提供を図るため、リスクテイク機能の適切な発揮やコンサルティング機能・能力の充実に努めるとともに、お客さまの声や現場のニーズを政策につなげる政策提言能力の発揮や広報活動の推進に不断に取り組む。

業務遂行に際しては、「凡事徹底」を旨としつつ、着実かつ的確に個々の業務を積み上げるとともに、「現場が第一」の考えの下、地域においてより身近で頼りになる存在を目指す。その際、統合支店長は、日本公庫のネットワークの“要”としての役割の発揮の充実に努める。また、組織運営においては、ITを活用した効率的・効果的な運営を追求しつつ、人材開発や女性活躍推進など、より働きがいのある職場づくりに取り組む。以上により、「一つの公庫」としての「熟成」を図る。

これらを踏まえ、職員一人ひとりが、その役割を十全に発揮し、政策金融を担う者として「政策」と事業に取り組む方々等とを「繋ぐ」という使命感をもって、以下の目標に向かって取り組む。

事業運営目標

1 東日本大震災からの復興支援

- イ 東日本大震災により影響を受けたお客さまからの融資・返済相談等への親身な対応
 - (イ) 「東日本大震災に関する特別相談窓口」を通じた円滑、迅速かつきめ細かな対応
 - (ロ) 「東日本大震災復興特別貸付」及び「農林漁業者・食品産業事業者向け震災特例融資」に

よる適時適切な融資

- (ハ) 返済相談や二重債務問題への丁寧かつ迅速な対応
- (ニ) 「東日本大震災復興緊急保証」等についての保険を通じた迅速かつきめ細かな対応
- ロ 被災地域で実施される復興プロジェクトへのきめ細かな対応
- ハ 「東日本大震災に関する事案」として認定された危機に即応した業務の的確な実施

2 セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給

(1) お客さまからのセーフティネット需要へのきめ細かな対応

資金繰り支援などセーフティネット機能の発揮

- (イ) 経営環境の悪化等に直面している中小企業・小規模事業者及び経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者へのきめ細かな対応
- (ロ) 自然災害、家畜伝染病、農産物の価格下落、飼料価格高騰等の影響を受けた農林漁業者及び経営改善に取り組む農林漁業者への支援

(2) お客さまにタイムリーかつ円滑に十分な資金を供給

イ お客さまの資金ニーズ等への積極的な対応

各種貸付・資金制度、証券化等のお客さまの資金ニーズに即した活用

- ロ 危機の発生に即応した迅速かつ円滑な業務運営
- 危機対応円滑化業務の的確な実施

(3) 信用補完制度の着実な実施

イ 中小企業・小規模事業者への信用補完制度を通じた支援

(イ) 信用保証に係るセーフティネット需要等への的確な対応

(ロ) 信用補完制度を持続可能なものとするため、実施機関の立場から制度の充実・改善施策を検討

ロ 保証協会等との連携強化

3 成長戦略分野等への重点的な資金供給

創業・新事業、事業再生、ソーシャルビジネス、海外展開及び農林水産業の新たな展開への支援など、成長戦略分野等に対する積極的な対応

イ 創業や新事業への支援

(イ) 創業企業への支援強化を通じた、地域活性化及び雇用創出への貢献

新規開業貸付（企業数）〔創業前及び創業後1年以内〕：22,000 企業

(ロ) 新事業に取り組む企業への積極的な資金供給と成長支援

新事業・起業家支援貸付契約社数：1,150 社

(ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

(ニ) 創業・新事業支援機関との連携

(ホ) 「高校生ビジネスプラン・グランプリ」の開催

ロ 事業再生等への支援

(イ) 事業再生の支援機能の強化

再生支援貸付契約社数：1,100社

(ロ) 再生支援協議会等との連携強化

再生支援協議会等への持込み：100社

(ハ) DDS、DES等の金融手法の積極的な活用

(ニ) 複数事業が連携した事業再生の取組み強化

(ホ) 産業競争力強化法に基づく事業再編に係るツーステップ・ローンの的確な実施

ハ ソーシャルビジネス支援

(イ) 資金需要への積極的な対応

ソーシャルビジネスを行う事業者への貸付件数：6,000件

(ロ) 経営課題の解決に向けた支援サービスの拡充

(ハ) ソーシャルビジネス支援機関との連携の強化

ニ 海外展開支援

(イ) 海外への展開を図る中小企業の資金調達（円貨・外貨）の円滑化支援や、スタンドバイ・クレジット業務の着実な実施

海外展開支援契約社数：500社

(ロ) 小規模事業者の海外展開に対する支援

海外展開・事業再編資金貸付件数：900件

(ハ) 複数事業が一体となった金融サービスの強化

(ニ) 海外展開を図るお客さまへの情報提供

海外展開セミナーの開催（国内）：80回以上

(ホ) 海外展開支援機関との連携

ホ 農林水産業の新たな展開への支援

(イ) 法人経営、大規模家族経営の経営改善の取組みを事業性を重視した評価手法を活用しつつ支援

人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体への融資先数：4,800先

(ロ) 新規就農者の確保に向けた取組みを支援

新たに農業経営を開始する者及び新規就農者を雇用する農業経営体への融資先数：1,200先

(ハ) 6次産業化により経営改善に取り組む農林漁業者等の取組みを支援

6次産業化融資先数：1,000先

(ニ) 海外展開に取り組む農林漁業者を支援

(ホ) 大規模木材関連事業者の国産材の利用促進に資する取組みを支援

(ヘ) 水産業の生産体制強化、構造改革に資する老朽漁船の代船建造の支援

(ト) 農林漁業者との連携強化により国産農林水産物の内外需要の拡大に取り組む食品関係企業の支援

食品企業融資先数：210先

(チ) 政策情報や各種調査結果など情報提供の実施

ヘ 地球環境問題への対応支援

- (イ) 中小企業・小規模事業者の環境エネルギー対策への取組みの推進
 - (ロ) 低炭素投資促進法に基づく特定事業に係るツーステップ・ローンの的確な実施
- ト 教育の機会均等への貢献

4 日本公庫の総合力を発揮し、地域の活性化等に貢献

- (1) 地方版総合戦略等の地域プロジェクトへの積極的な参画などによる地域活性化への貢献
 - 「地方版総合戦略」に係る各種施策の実施・推進等への貢献
- (2) 複数事業が一体となった金融サービスの強化、お客さまや地域のニーズに合致した有益な情報の提供
 - イ 各事業本部の経営資源を活用した「総合力発揮」の強力な推進
 - (イ) 全国 152 支店のネットワークを活用した取組みの推進
 - (ロ) 「地方版総合戦略」に係る各種施策など地域プロジェクトへの参画状況や各地域の施策情報等を集約し提供
 - (ハ) 複数事業が連携し、お客さまや地域のニーズに合致した融資や情報提供の推進
 - (ニ) 事業間連携によるお客さまのマッチング
 - (ホ) 複数事業のお客さまが参加する商談会・セミナー等の開催
 - ロ 統合支店と国民生活事業単独支店との更なる連携強化
 - ハ 日本公庫全体の融資制度の習熟によるお客さまへの最適な融資提案の推進
支店長がリーダーシップを発揮し、融資制度の習熟に向けた取組みを強化
- (3) 民間金融機関との連携の充実及び関係団体等との連携の強化
 - イ 民間金融機関との連携の充実による協調融資等の推進
 - ロ 複数事業が一体となった関係団体との連携強化

5 お客さまサービスの向上と政策提言能力の発揮

- (1) リスクテイク機能の適切な発揮とコンサルティング機能の強化を始めとした各種サービス向上策の推進
 - イ リスクテイク機能の適切な発揮
 - ロ お客さまのニーズに合致した有益な情報提供とコンサルティング機能の強化等
 - (イ) 財務診断、収支シミュレーション等による、融資と一体となった経営支援の強化
 - (ロ) お客さまに対する適切な提案・アドバイスの推進
お客さまのニーズに合わせた顧客支援ツールの提供の推進
 - (ハ) 外部専門家・ネットワークとの連携
 - ハ お客さま満足度調査等の実施による、お客さまの目線に立った支店運営や各種サービス向上策の推進
- (2) 情報発信の強化などによる広報活動の推進
 - イ 広報誌の内容の充実を図り、広報活動を推進
 - ロ 地方メディアへの広報活動推進
地方紙記事掲載件数：5,000 件

- ハ 企画提案型広報活動の推進
 - 記事化に成功した企画提案数：60件
- ニ インターネットなど多様な媒体の特性を活かした広報活動の推進
- (3) 総合研究所における研究水準の向上、対外発信力の強化、他の研究機関との交流の強化、事業本部の運営や政策提言に資するための役割の発揮
 - イ 中小企業研究で世界的にも高い水準の追求
 - (イ) 景況関係調査の定期的実施
 - (ロ) テーマ別調査の実施とそれに基づく研究成果の公表
 - ロ 対外発信力の強化による、研究機関としての評価向上
 - (イ) 定期刊行物や書籍等の編集・発行
 - (ロ) 日本公庫シンポジウムの開催
 - (ハ) 大学への出講等による研究成果の発信
 - (ニ) 調査票データの一般学術公開
- ハ 他の研究機関との交流の強化
 - (イ) 国内外での研究発表会・情報交換会などの開催・参加
 - (ロ) 共同研究の実施
 - (ハ) 外部の研究会・研究プロジェクトへの参加
- ニ 事業本部の運営や政策提言に資するための役割の発揮
 - 事業本部の運営や政策提言に資する調査研究の実施
- (4) お客さまの声や現場のニーズに即した政策提言による制度・施策の改善に向けた取組み
 - イ お客さまの声を収集し、政策提言や施策に反映
 - 中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の声や顧客の動向を業務運営（貸付制度の新設・改善）に反映
 - ロ 地域における課題を把握し、その解決に向けた政策提言や取組みを推進
 - 政策金融に対する地域のニーズをきめ細かく把握し、政策提言や業務運営に反映
- 6 信用リスクの適切な管理
 - イ 適切な与信管理の実施
 - ロ 適切な信用コストの管理
 - ハ 保険引受リスク管理態勢の充実・強化
 - ニ 損害担保取引に係る信用リスク管理態勢の整備

【信用リスクに係る統一指標】

指 標	目 的	算出式
初期デフォルト率 (%) モニタリング指標 (注5)	貸付後1年以内にデフォルト(倒産、延滞)した先数の割合(注1)を指標とすることにより、審査が機能しているかをモニタリングする。	【期末報告】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{当年度に貸付(注2、3)を行った先数等}}$ 【毎月報告】 $\frac{\text{分母のうちデフォルトした先数等}}{\text{報告対象月以前(注4)過去1年間に貸付(注2、3)を行った先数等}}$
債務者区分の 上方・下方遷移 (先数等) モニタリング指標 (注5) [農林・中小]	債務者区分の上方遷移(前期決算時からの上方遷移)及び下方遷移(前期決算時からの下方遷移)の先数等を指標として管理することにより、適切な債権管理(経営改善支援を含む。)に資する対策の実施を促進する。	上方遷移先数：要管理先以下からその他要注意先以上へ遷移した先数等 下方遷移先数：その他要注意先以上から要管理先以下へ遷移した先数等 【半期報告(決算確定後)】
与信関係費用比率 (%) モニタリング指標 (注5)	与信関係費用(注6)比率を指標として管理することにより、適切な審査・債権管理による財政負担の極小化(貸倒引当金等の極小化)に資する対策の実施を促進する。	$\frac{\text{与信関係費用}}{\text{期末総与信残高}}$ 【半期報告(決算確定後)】

(注1) デフォルトは「貸出条件緩和債権」を除く。国民生活事業本部は金額割合。

(注2) 国民生活事業本部は、直接貸付債権(経営改善貸付、生活衛生改善貸付、教育資金貸付、恩給担保貸付及び記名国債担保貸付を除く。)

(注3) 中小企業事業本部は、直接貸付債権のほか、証券化融資に係る貸付債権、信用状発行業務(連携型)以外の信用状発行に係る支払承諾見返、取得した社債(新株予約権付)及び証券化融資に係る取得した社債を含む。

(注4) 報告対象月を含む。

(注5) 目標の達成度合い等を判断する上での参考指標とする。

(注6) 与信関係費用は、貸倒引当金繰入額・戻入益、補償損失引当金繰入額・戻入益、貸出金償却、株式等償却、国債等債券償却、償却債権取立益、債権売却損、債権放棄損、求償権償却、その他経常費用(DES実施に伴うもの)の合計額

組織運営目標

1 支店機能の充実

- イ 統合支店長の日本公庫ネットワークの要としての役割の着実な発揮
- ロ 地区統轄の役割の的確な発揮（支店各事業に対する効率的・効果的な態勢整備の状況把握）
- ハ 「現場が第一」との考えに基づく支店運営態勢の不断の強化

2 B P Rなどによる事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の徹底

（1）基本方針

- イ これまでのB P R（注）施策の点検を踏まえつつ、職務権限と責任の明確化、仕事のやり方の見直し・効率化、意思決定の透明化・迅速化の継続的な取組み
- ロ 職員からの積極的な改善提案を踏まえた、事務の合理化や業務の効率的・効果的な運営への取組み

（2）全体目標

- イ 公正な契約・調達手続の実施
 - ロ 計画的な店舗、職員住宅の整備及び改善
 - ハ 遊休不動産の処分促進
 - ニ 施策の点検・見直しや職員からの改善提案による事務の合理化と業務の効率的・効果的な運営の推進
 - ホ 名刺、封筒及び印刷物における間伐材利用紙の利用を拡大
 - へ I Tの有効活用による効率的・効果的な業務の推進
 - ト 企画管理本部等におけるB P Rなどによる業務改善
- （注）B P R：ビジネス・プロセス・リエンジニアリング、企業の業務活動を根本から考え直し、根本的革新・業務の効率化を図る経営手法

（3）個別目標

〔国民生活事業本部〕

- イ 契約事務集約化の一層の進展に向けた取組み
- ロ 教育貸付に係る審査集約化の拡大
- ハ 信用調査票の電子化に向けた取組み
- ニ 現場目線に立った事務改善の推進
- ホ 債権管理部門の管理先数削減に応じた拠点集中化の推進

〔農林水産事業本部〕

- イ 本支店B P R施策の着実な実行
- ロ 職員の日常の気づきを集約する提案制度の活用

〔中小企業事業本部〕

- イ 融資業務B P Rの実施
外部コンサルティング結果を踏まえたB P R施策の着実な実施と事務の合理化、効率化の一層の推進
- ロ 効率的な審査事務の実施

- ハ 保険業務BPRの実施
- ニ 人員の効率的な配置の検討

[企画管理本部]

- イ 経費管理態勢の整備（「経費の多面的分析」の取組みの継続）
- ロ 調達能力向上のため人材育成を強化

3 IT中期計画の着実な推進、次期最適化の基本計画の検討、システムの効率的・効果的な開発・運用

(1) IT中期計画に基づく次のプロジェクトの着実な推進

- イ 共通化・標準化に向けた個別開発項目
担保システムの共用化（2016年度完了）、信用保険システムの再構築（2017年度完了）
- ロ 各事業本部等のシステム開発要望に対する積極的な対応

(2) 次期全体システム最適化に向けた基本計画の検討

- イ 事業本部と一体となったプロジェクト体制の整備
- ロ システム化業務の分析、システム構造の見直し
- ハ 適用技術・構築手法等の具体的調査・検討

(3) 効率的かつ円滑なシステムの開発・運用に向けた取組みの推進

- イ 各事業本部等との連携態勢の整備
- ロ システム開発の一層の効率化
- ハ 効率的かつ円滑なシステム運用の推進
- ニ セキュリティ対策の強化

(4) ITを活用した業務推進・業務改革に向けた人材の育成

- イ 職員のITリテラシーの向上
- ロ 研修や人材交流によるIT利活用の中核人材の育成
- ハ 幅広いIT知識を持ち、提案能力の高い人材の育成
- ニ サイバーセキュリティ脅威に対応する人材の育成

(5) システム監査の適切な実施

4 人材開発

(1) 基本方針

- イ 「質の高いお客さまサービスの実現」及び「高度なマネジメント能力・専門性の養成」を目的とした職員教育の充実
- ロ 人事給与制度の適切な運用と見直し
- ハ 人材活用の推進
- ニ 専門性の強化

(2) 全体目標

- イ 基本理念・経営方針・業務運営計画の浸透・理解
諸会議や集合研修の活用に加え、職員間で論じ合う勉強会実施による浸透・理解

- ロ 新入職員から上級管理職まで、一貫した教育を実施
事業本部固有のものを除き、全階層の研修、自己啓発支援制度を共通化して実施
- ハ マネジメント能力の強化
 - (イ) 人材アカデミー各コースの内容充実と円滑な運営の実施
 - (ロ) 階層別研修（新任上級業務職以上）の内容の充実等
- ニ 地域総合職の適切な運用
- ホ 柔軟な働き方を可能とする制度の導入と円滑な運用
- ヘ 新人事給与制度・考課制度の定着化
 - (イ) 制度運用に関するモニタリング及びアンケート調査を実施
 - (ロ) 再雇用制度の円滑な運営に関する態勢の整備
- ト 事業間人事異動の適切な運用
- チ 業務職育成制度等によるエリア職の活動範囲の拡大
- リ 専門性の強化策の実施
 - (イ) 社内公募、中途採用を拡充
 - (ロ) 専門性強化を狙いとした教育施策の推進・支援
 - (ハ) 中小企業診断士、農林水産業経営アドバイザーの資格取得推進及び有資格者の活用
 - (ニ) 企業派遣研修の実施
- ヌ 採用活動における認知度の向上
- ル 給与支給事務等の効率的な実施

(3) 目標数値

- ①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」 100%
- ②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」 100%
- ③職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」 80%
- ④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」 90%
- ⑤資格取得の促進等

中小企業診断士有資格者数

〔国民〕2016年度：240人 2017年度：250人 2018年度：260人

〔中小〕2016年度：225人 2017年度：230人 2018年度：235人

農林水産業経営アドバイザー有資格者数

〔農林〕2016年度：260人 2017年度：270人 2018年度：280人

(補足) 職員意識調査項目の内容

- ①職員意識調査項目「基本理念、経営方針の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、日本公庫の基本理念、経営方針の内容を知っていますか。

- ②職員意識調査項目「業務運営計画の認知度」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたは、配属されている事業本部／企画管理本部等の業務運営計画の内容を知っていますか。

③職員意識調査項目「業務目標の管理（面接十分、管理も適切）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：あなたの業務目標は、期中の進捗管理や支援などを通じて、上司に適切に管理されていると思いますか。

④職員意識調査項目「人事考課等のフィードバック（十分にある）」

対象数値：全職員の肯定的比率

質問内容：業績や人事考課の結果に関して、上司からのフィードバックはありましたか。

5 女性活躍の推進と職場環境の向上

(1) 基本方針

- イ 女性管理職の積極的登用
- ロ 女性職員のキャリア開発の推進
- ハ ワークライフ・マネジメント（WLM）の実践
- ニ 女性活躍推進の活動について、全職員が参加し、業務に貢献する活動の実施
- ホ ハラスメント対策の強化

(2) 全体目標

- イ 女性の管理職登用に向けて、「プロジェクト Challenge!! フォローアップ」及び「プロジェクト Challenge!!（平成 28～30 年度）」等により、管理職候補者を育成
- ロ 女性総合職に対して、メンタリング制度等によりキャリア形成を支援
- ハ エリア職に対して、業務職育成制度により職域拡大を支援
- ニ 女性職員に対して、管理職が「実践の場・チャレンジの機会」を積極的に付与し、女性職員の能力とチャレンジ意欲を向上
- ホ 職員一人ひとりが能力を発揮できる職場環境の整備
 - (イ) ライフステージに応じた両立支援策の実施
 - (ロ) 時間生産性を高め、メリハリある働き方を推進
- へ 女性活躍推進の活動について、これまでの活動基盤を活かし、より一層業務に貢献する取組みを着実に実施
- ト ハラスメント対策の強化（「6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化」と同様の取組み）
- チ メンタルヘルス対策の強化
 - (イ) メンタルヘルス相談態勢の定着
 - (ロ) メンタルヘルスに関する研修の充実
 - (ハ) ストレスチェックの導入
- リ 職員意識調査による経営課題の把握

(3) 目標数値

①管理職に占める女性の割合

5%（2018年4月時点）

- ②新卒女性総合職採用比率 30%
- ③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」75%
- ④ノー残業デー週2日の実施率 80%
- ⑤男性の育児関連休暇（出産休暇、育児参加休暇、育児休業）合計3日の取得率 100%

（補足）職員意識調査項目の内容

- ③職員意識調査項目「管理職による女性の能力開発支援度（女性）」

対象数値：女性職員の肯定的比率

質問内容：管理職層は、日常的な業務指導を通じて、女性職員の能力開発を支援していると思いますか。

6 リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の整備・強化

（1）基本方針

- イ 政策要請に応えつつ適切なリスク管理を実施
- ロ コンプライアンス意識の強化・定着化を図るとともに、的確なモニタリングを実施
- ハ 危機管理態勢の一層の強化

（2）全体目標

- イ リスク管理プログラム及びコンプライアンス・プログラムの策定、コーポレート・ガバナンス委員会等における同プログラムの実施状況のモニタリング
- ロ 統合支店運営に関する事務リスク管理の適切な実施
- ハ 反社会的勢力排除態勢に係る適切な対応
- ニ 研修実施及び学習ツールの活用による一人ひとりのコンプライアンス意識の強化
- ホ コンプライアンスに係る報告・相談の徹底
- へ BCP（注）に係る実践的な本支店訓練等を通じた、初動対応手順の習熟及びBCPの見直し
- ト 危機管理・コンプライアンス事案対応における支店長の適切な役割発揮

（注）BCP：ビジネス・コンティニューイティ・プラン、自然災害等の緊急事態に遭遇した場合、経済的損失を最小限にとどめ、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための計画

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 12,683,925,630,964 株

発行済株式の総数 11,097,473,257,741 株

内訳

業 務	発行済株式の総数
国民一般向け業務	1,245,516,000,000
農林水産業者向け業務	389,239,850,000
中小企業者向け融資・証券化支援保証業務	1,469,185,000,000
中小企業者向け証券化支援買取業務	24,476,000,000
信用保険等業務	5,720,327,407,741
危機対応円滑化業務	957,462,000,000
特定事業等促進円滑化業務	267,000,000
国際協力銀行業務	1,291,000,000,000

(注) 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）に基づき、国際協力銀行業務を当公庫から分離する手続きを完了しておりますが、平成24年3月31日以前に発行した国際協力銀行業務に係る株式1,291,000,000,000株は、当公庫の発行済株式として残存しています。

なお、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第4条第1項の規定に基づき、政府から当該株式を無償譲渡され、また、平成28年5月17日開催の取締役会において、同条第2項及び会社法第178条の規定に基づき、当該株式を消却することを決議し、平成28年5月18日付けで当該株式を消却しています。

(2) 当期末株主数

4名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当公庫への出資状況	
	持株数	持株比率
財務大臣	10,779,239,257,741 株	97.13%
経済産業大臣	281,380,000,000 株	2.54%
農林水産大臣	33,311,000,000 株	0.30%
厚生労働大臣	3,543,000,000 株	0.03%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

氏 名	地 位 (及び担当)
細川 興一	代表取締役総裁
皆川 博美	代表取締役副総裁 (総裁補佐並びに危機対応等円滑化業務部及び総合研究所)
上野 善晴	代表取締役専務取締役 (国民生活事業本部長)
高橋 洋	代表取締役専務取締役 (農林水産事業本部長)
黒田 篤郎	代表取締役専務取締役 (中小企業事業本部長)
紀村 英俊	専務取締役 (企画管理本部長兼企画管理本部総務・企画部門長兼企画管理本部 I T 部門長)
原田 高道	常務取締役 (中小企業事業本部営業部門長)
野崎 与四郎	常務取締役 (農林水産事業本部営業部門長及び企画管理本部担当)
岡部 修	常務取締役 (国民生活事業本部生活衛生部門長)
伊藤 健二	常務取締役 (国民生活事業本部営業部門長)
和田 修一	取締役 (中小企業事業本部企画管理部門長)
高木 隆	取締役 (農林水産事業本部企画管理部門長)
西嶋 勝之	取締役 (農林水産事業本部審査部門長)
橋本 元秀	取締役 (中小企業事業本部保険部門長)
上甲 肇祐	取締役 (国民生活事業本部債権管理部門長及び融資業務室担当)
鶴澤 静	取締役
渡辺 善子	取締役
黒田 尚	常勤監査役
大和田 桂則	常勤監査役
池田 敏夫	監査役

氏 名	地 位 (及び担当)
高橋 伸子	監査役

- (注) 1 取締役のうち、鶴澤静及び渡辺善子の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役のうち、黒田尚、池田敏夫及び高橋伸子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役池田敏夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4 鶴澤静氏は、日清紡ホールディングス㈱代表取締役会長及びサッポロホールディングス㈱社外取締役を兼職しています。
- 5 池田敏夫氏は、全国農業協同組合連合会の経営管理委員を兼職しています。
- 6 豊永厚志氏、平松幹弘氏及び小池敏広氏が平成27年6月18日付けで、山口博澄氏が平成28年1月18日付けで、それぞれ取締役を辞任しています。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員 of 重要な兼職の状況

鶴澤静氏は、日清紡ホールディングス㈱代表取締役会長及びサッポロホールディングス㈱社外取締役を兼職しています。日清紡ホールディングス㈱と当公庫の間には、開示すべき関係はありません。サッポロホールディングス㈱と当公庫の間には、融資取引があります。

池田敏夫氏は、全国農業協同組合連合会の経営管理委員を兼職しています。全国農業協同組合連合会と当公庫の間には、融資取引があります。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
鵜澤 静	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 企業経営者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
渡辺 善子	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 民間企業での経験を生かして議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
黒田 尚	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 監査役実務経験者としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
池田 敏夫	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。
高橋 伸子	当期取締役会 13 回開催のうち 13 回に出席。 当期監査役会 14 回開催のうち 14 回に出席。 生活、金融及び経済を専門とするジャーナリストとしての観点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っています。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
鵜澤 静	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
渡辺 善子	
黒田 尚	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする旨の契約
大和田 桂則	
池田 敏夫	
高橋 伸子	

(4) 役員報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	21 名 (2 名)	322 百万円 (19 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3 名)	48 百万円 (32 百万円)
合 計	26 名	370 百万円

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 20 百万円（取締役 18 百万円、監査役 2 百万円）が含まれています。

3 報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額 16 百万円（取締役 13 百万円、監査役 2 百万円）を計上しています。

4 報酬等の額以外に、平成 27 年 6 月 18 日開催の第 7 回定時株主総会の決議及び平成 28 年 2 月 2 日付けの株主総会の書面決議に基づき、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。

退任取締役	3 名	13 百万円
退任監査役	1 名	5 百万円

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 茂木 哲也 公認会計士 長尾 礎樹 公認会計士 伊澤 賢司	225 百万円	会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務等を委託し、対価を支払っています。

(注) 1 当公庫と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当公庫が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、241 百万円であります。

3 当公庫監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬等の見積り根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、監査品質を確保する点からも妥当であるとの意見で全員が一致したので、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に該当すると認められるときは、会計監査人の解任を検討します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案の内容を決定します。

(4) 過去 2 年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

金融庁が平成 27 年 12 月 22 日付けで行った処分の内容の概要

イ 処分の対象者

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

(イ) 契約の新規の締結に関する業務の停止 3 月

(平成 28 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで)

(ロ) 業務改善命令

ハ 処分理由

(イ) 株式会社東芝の平成 22 年 3 月期、平成 24 年 3 月期及び平成 25 年 3 月期における財務書類の監査において、公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

(ロ) 監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当公庫は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容は次のとおりです。

イ 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 公庫は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する規定を定め、これらの規定を公庫の取締役及び職員に周知する。

(ロ) 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する諸規定を遵守する。

(ハ) 公庫は、コンプライアンスに関する責任者を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

- (ニ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - (ホ) 公庫は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - (ヘ) 公庫は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶する。
- ロ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 公庫は、取締役の職務の執行に係る情報、お客さまの情報その他の公庫が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報資産の保存及び管理に関する規定を定める。
 - (ロ) 公庫は、法令又は情報資産の保存及び管理に関する諸規定に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、及び管理する。
 - (ハ) 取締役及び職員は、情報資産の保存及び管理に関する諸規定に基づき、情報資産を適切に保存し、及び管理する。
- ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 公庫は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合的リスク管理規程その他のリスク管理に関する諸規定を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。
 - (ロ) 公庫は、各種リスクの管理に関する責任者を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。
 - (ハ) 公庫は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する規定を定め、危機管理の態勢整備に努める。
 - (ニ) 公庫は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する諸規定に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。
- ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 公庫は、毎月及び必要に応じて臨時に取締役会を開催し、公庫全体の業務運営の基本方針に関する重要な事項について決議するとともに、取締役の業務執行の状況について報告を受ける。
 - (ロ) 公庫は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、総裁決定審議会その他の会議体を設置する。
 - (ハ) 公庫は、総裁、事業本部長その他の業務を執行する取締役、特別参与、本店の部長等の職務権限を明確に定め、それぞれの者は定められた職務権限に基づき、効率的に業務を遂行する。
- ホ 業務の適正を確保するための内部監査体制
- (イ) 公庫は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する規定を定める。
 - (ロ) 公庫は、被監査部門から独立し、総裁に直属して内部監査に関する事務をつかさどる内部監査部署を置く。
 - (ハ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、内部監査に関する諸規定に基づき内部監査を行い、その

結果を総裁に報告する。

(ニ) 内部監査部署は、総裁の指示により定期的に若しくは必要に応じて、又は他の取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

(ホ) 内部監査部署は、総裁の指示の下、監査役及び会計監査人と必要な情報交換を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

ヘ 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(イ) 公庫は、監査役の職務を補助すべき者として、専任の職員を置く。

(ロ) 前(イ)の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

(ハ) 監査役は、必要と認めるときは、総裁の承諾を得て、前(イ)の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

ト 監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項

公庫は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の承認を得る。

チ 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

公庫は、前ヘ及びトを遵守するほか、監査役の職務を補助する職員が、監査役の指示に基づき行う職務の遂行を妨げてはならない。

リ 取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

(ロ) 取締役及び職員は、公庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

ヌ 監査役への報告をした取締役及び職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

公庫は、前リ(ロ)の報告を行ったことを理由として、当該報告を行った取締役及び職員に対して一切の不利益な取扱いをしてはならない。

ル 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

公庫は、監査役が実効的な監査の実施に当たって弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めるなどのため所要の費用を請求するときは、これを拒むことができない。

ヲ 監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

(ロ) 監査役は、取締役会のほか、総裁決定審議会その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べるることができる。出席しない会議についても、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

(ハ) 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

(ニ) 監査役は、リスク管理及びコンプライアンスを統括する部署並びに内部監査部署に協力を求めることができる。

(ホ) 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(2) 体制の運用状況の概要

当公庫のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた、体制の運用状況の概要は次のとおりです。

イ コンプライアンス、情報資産の保存及び管理やリスク管理等に対する取組み

当公庫は、コンプライアンス、情報資産の保存及び管理、リスク管理、緊急時対策その他の危機管理等を内部管理上重点的に取り組むべき分野として位置づけており、そのうち、当公庫全体の経営として把握し又は管理すべきものをコーポレート・ガバナンス委員会で審議しています。

この委員会におきましては、コーポレート・ガバナンスに関して、当公庫全体として統一的に対応すべき事項などについて審議・報告を行いました。

ロ 取締役の職務執行

当公庫の取締役会は、18名以内の取締役で構成しており、うち2名を社外取締役としています。当事業年度におきましては、取締役会を13回開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役が職務の執行状況について報告を行いました。

ハ 内部監査の実施

当公庫では、内部監査部署として、監査部及びシステム監査室を設置しています。監査部及びシステム監査室は、内部監査計画に基づき、当公庫の業務全般に係る内部管理態勢の適切性・有効性について内部監査を行い、その結果について総裁に報告を行いました。

ニ 監査役の職務執行

当公庫の監査役会は、4名の監査役で構成しており、うち3名を社外監査役としています。監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な会合などを通じて、取締役の職務執行について監査を実施しました。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

附属明細書（事業報告関係）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上